

大分県報

令和六年
第五六三号
十一月二十六日

(火曜日)

目次

告示

- 青少年に有害な興行の指定……………一
臨時種畜検査の実施……………一
病院局告示……………一
大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務の委託(二件)……………一
教育委員会訓令甲……………二
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………二
公告……………二
土地改良区の役員の就退任……………二
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………三

告示

大分県告示第五百二十八号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
令和六年十一月二十六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

| | | | | |
|--------------|----|----------------|----------------|-------------------|
| 指定年月日 | 種類 | 題名 | 制作社名 又は配給社名 | 指定理由 |
| 令六・ 一一・一三 | 映画 | 情炎の島 濡れた熱帯夜 | オーピー映画 | 著しく青少年 の性的感情を刺 |

令和六年十一月二十六日

大分県報(告示・病院局告示)

一

病院局告示

大分県病院局告示第二号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務を委託した。
令和六年十一月二十六日

一 受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷二一六―八 南雲ビル四階

弁護士法人館野法律事務所

代表者 館野 完

東京都中央区日本橋三―九―一 日本橋三丁目スクエアビル十二階

弁護士法人ライズ総合法律事務所

| | | | |
|--------------|--|-------|--------|
| 大分県告示第五百二十九号 | 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和六年十一月二十六日 | 大分県知事 | 佐藤 樹一郎 |
| 検査期日 | 検査場所 | 検査場 | 検査の種類 |
| 令和六年十二月十八日 | 宇佐市安心院町 | 豚 | 家畜の種類 |

| | | | | |
|---|---|-----------------|--------|-----------------------|
| 〃 | 〃 | 色欲絵巻 千年の狂恋 | オーピー映画 | 激し、その健全な育成を害するおそれがある。 |
| 〃 | 〃 | 快感メモリー 私が、いっつパイ | オーピー映画 | |
| 〃 | 〃 | 誘惑つとめ口 名器のおしごと | オーピー映画 | |

代表弁護士 田 中 泰 雄

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分県病院局告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務を委託した。

令和六年十一月二十六日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

弁護士法人エジソン法律事務所

東京都千代田区神田錦町一―八―十一 錦町ビルディング四階・八階

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和六年六月一日

三 委託をした日

令和六年六月一日

四 委託期間

令和六年六月一日から令和七年三月三十一日まで

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十六日

大 分 県 教 育 委 員 会

第十一号様式の二の注を次のように改める。

（注）1 「氏名」は、「氏」のみを記載し、及び平仮名で表記することができる。

大分県報（病院局告示・教育委訓令甲・公告）
2 上記様式は最低限の記載項目を定めたものであり、必要に応じて書式を変更し、及びその他の記載項目を追加することができる。
附 則
この訓令は、公示の日から施行する。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、片白溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和六年十一月二十六日

（退任役員）

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|--------|---------|------------------|
| 理 事 | 石 本 治 郎 | 速見郡日出町大字藤原四二四九番地 |
| 〃 | 河 野 隆 雄 | 〃 大字藤原二六五番地 |
| 〃 | 光 永 俊 一 | 〃 大字藤原五三〇九番地 |
| 〃 | 安 部 三 郎 | 〃 大字藤原四一三九番地 |
| 〃 | 立 花 浩 之 | 〃 大字藤原四四五九番地一 |
| 〃 | 樋 口 雪 男 | 〃 大字藤原八七五番地一 |
| 〃 | 伊 藤 堂 喜 | 〃 大字藤原四四一〇番地 |
| 監 事 | 安 部 功 一 | 〃 大字藤原四一三八番地 |
| 〃 | 河 野 義 昭 | 〃 大字藤原七二五番地 |
| （就任役員） | | |
| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 安 部 三 郎 | 速見郡日出町大字藤原四一三九番地 |
| 〃 | 安 部 功 一 | 〃 大字藤原四一三八番地 |

| | | | |
|---|--------|---|-------------|
| 〃 | 立花 浩之 | 〃 | 大字藤原四四五九番地一 |
| 〃 | 光 永俊一 | 〃 | 大字藤原五三〇九番地 |
| 〃 | 樋口 雪男 | 〃 | 大字藤原八七五番地一 |
| 〃 | 河野 誠治 | 〃 | 大字藤原七五九番地一 |
| 〃 | 伊藤 堂喜 | 〃 | 大字藤原四四一〇番地 |
| 〃 | 河野 英樹 | 〃 | 大字藤原七二九番地一 |
| 〃 | 芝尾 慎太郎 | 〃 | 大字藤原一四一七番地 |

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。
 令和六年十一月二十六日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| | |
|---------------------------------|-------|
| 所在の不明な者の氏名 | 掲示場所 |
| 麻生 ナツ子、麻生 ヒサ子、麻生 ユキエ、藤原 良寛、藤原 豊 | 臼杵市役所 |

二 通知の要旨
 令和六年十一月一日付け大分県告示第四百九十五号により行つた森林法第三十条の規定による通知